寒河江市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第１６号

寒河江市都市公園条例の一部を改正する条例

寒河江市都市公園条例（昭和５３年市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「(公園施設)」に改め、同条第１項中「うち有料で使用させる施設（以下「有料公園施設」という。）並びに使用期間」を「使用期間」に改め、同条第２項中「前項」を「前２項」に、「有料公園施設」を「公園施設」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市が管理する公園施設のうち有料で使用させる施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第４に掲げるものとする。

第１１条第１項中「第７条」を「第７条（有料公園施設に限る。)」に、「第２又は第４」を「別表第２又は別表第４」に改める。

別表第３及び別表第４を次のように改める。

別表第３

公園施設の使用期間及び使用時間

施設		使用期間	使用時間
寒河江公園	寒河江市野球場	４月１日から11月30日まで	全日
	寒河江市陸上競技場	４月１日から11月30日まで	全日
	寒河江市郷土館西村山郡役所	４月の第２土曜日から11月の第２日曜日までの期間の土曜日、日曜日及び祝日	午前10時から午後４時まで
チェリーランド河川敷公園	テニスコート	通年	午前９時から午後６時まで
	ゲートボール場	通年	午前９時から午後６時まで
	多目的球技広場	通年	午前９時から午後６時まで
最上川寒河江緑地	多目的水面広場	３月１日から11月30日まで	午前９時から午後５時30分（５月１日から８月15日までの間にあっては、午後６時30分）まで
	多目的芝生広場	通年	全日

別表第４

有料公園施設使用料

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">施設</th><th colspan="2" rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">摘要</th></tr>
<tr><th>入場料を徴収する場合</th><th>入場料を徴収しない場合</th></tr>
<tr><td rowspan="8">寒河江公園</td><td rowspan="4">寒河江市野球場</td><td colspan="2">午前８時 30 分から正午まで</td><td>11,000 円</td><td>1,640 円</td><td rowspan="4">左記以外のものは、その都度定める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">正午から午後５時まで</td><td>11,000 円</td><td>2,200 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時 30 分から午後５時まで</td><td>22,000 円</td><td>3,840 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時 30 分以前又は午後５時以降</td><td>5,500 円</td><td>1,100 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">寒河江市陸上競技場</td><td colspan="2">午前８時 30 分から正午まで</td><td>11,000 円</td><td>1,640 円</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">正午から午後５時まで</td><td>11,000 円</td><td>1,640 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時 30 分から午後５時まで</td><td>22,000 円</td><td>3,300 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">午前８時 30 分以前又は午後５時以降</td><td>5,500 円</td><td>1,100 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最上川寒河江緑地</td><td rowspan="3">多目的水面広場</td><td>全部を単独で使用する場合</td><td>４時間以内</td><td colspan="2">10,470 円</td><td></td></tr>
<tr><td>半分を単独で使用する場合</td><td>４時間以内</td><td colspan="2">5,230 円</td><td></td></tr>
<tr><td>小学校就学前</td><td></td><td colspan="2">無料</td><td>18 歳以上の</td></tr>
</table>

		の子どもが使用する場合			者の付添いが必要
		小中学校の児童、生徒が使用する場合	1人4時間以内	50円	多目的水面広場の全部又は半分を単独で使用する場合は、単独使用料のみ
		高校の生徒が使用する場合	1人4時間以内	100円	
		その他の者が使用する場合	1人4時間以内	200円	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。